

資料 4

滋賀県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

障害者基本法の一部改正により、障害者施策推進協議会に係る条項が繰り下げられるとともに、その規定内容が改められたため、改正を行おうとするもの

2 改正の概要

障害者基本法に規定する障害者施策推進協議会に係る条項に改正があったことに伴い、これを引用している規定の改正を行う

① 第1条関係

障害者基本法の改正により条項の移動があったため、これを引用している条例第1条について改正を行う。(第26条第3項→第34条第3項)

※ 条項移動の原因

新設条項 差別の禁止、国際的協調、療育、防災及び防犯、
消費者としての障害者の保護、選挙等における配慮、
司法手続における配慮等、国際協力

② 第2条関係

障害者基本法の改正により条項の移動および規定内容の変更があったため、これを引用している条例第1条について改正を行う。(第34条第3項→第36条第1項)

※ 条例移動の原因

政策委員会にかかる条項の追加

※ 規定内容の変更

障害者基本法において「地方障害者施策推進協議会」との文言がなくなったため、条例において同協議会の設置にかかる規定が必要になり、規定内容を変更

改正前：障害者基本法第34条 都道府県に地方障害者施策推進協議会を置く

↓

改正後：障害者基本法第36条 都道府県に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く

3 その他

この条例は改正障害者基本法の施行にあわせ、公布の日から起算して5月を超えない範囲において、規則で定める日等の施行とする。

滋賀県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の一部改正により、障害者施策推進協議会に係る条項が繰り下げられるとともに、その規定内容が改められたため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者基本法に規定する障害者施策推進協議会に係る条項に改正があったことに伴い、これを引用している規定の改正を行うこととします。（第 1 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)の一部は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県障害者施策推進協議会条例 新旧対照表(第1条関係)

旧	新
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84条)第26条第3項の規定に基づき、滋賀県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織および運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84条)第34条第3項の規定に基づき、滋賀県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織および運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>第2条以下 省略</p>

滋賀県障害者施策推進協議会条例 新旧対照表(第2条関係)

旧	新
<p><u>(趣旨)</u> <u>第1条</u> この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84条)第34条第3項の規定に基づき、滋賀県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織および運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p><u>(設置)</u> <u>第1条</u> 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第1項の規定に基づき、協議会その他の合議制の機関として、滋賀県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>第2条以下 省略</p>

○滋賀県障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月30日滋賀県条例第20号

改正

平成3年3月11日条例第1号

平成6年3月30日条例第12号

平成12年12月26日条例第129号

平成16年8月10日条例第36号

平成24年3月 日条例第 号

〔滋賀県心身障害者対策協議会条例〕をここに公布する。

滋賀県障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者および障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。
- 3 学識経験のある者、障害者および障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、滋賀県健康福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成3年条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

付 則（平成6年条例第12号）

- 1 この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律（平成5年法律第94号）附則第1項ただし書に規定する第30条の改正規定の施行の日から施行する。

〔施行の日＝平成6年6月1日〕

- 2 この条例の施行の際現に滋賀県心身障害者対策協議会の委員である者は、滋賀県障害者施策推進協議会の委員となるものとする。この場合において、学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、改正後の滋賀県障害者施策推進協議会条例第2条第3項の規定にかかわらず、平成6年12月9日までとする。
- 3 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成12年条例第129号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成16年条例第36号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成17年規則第44号で平成17年4月18日から施行）

付 則（平成24年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。